

令和 3 年 度

国有財産の増減及び現在額に関する説明書
国有財産の無償貸付状況に関する説明書

(第 210 回国会提出)

この説明書は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第34条第2項及び第37条第2項の規定に基づき、令和3年度国有財産増減及び現在額総計算書及び令和3年度国有財産無償貸付状況総計算書に添付されるものである。

目 次

	頁
令和3年度国有財産の増減及び現在額に関する説明書	1
第1 序 説	1
第2 国有財産の現在額	3
第3 国有財産の増減額	9
令和3年度国有財産の無償貸付状況に関する説明書	22
第1 序 説	22
第2 無償貸付財産の現在額	22
第3 無償貸付財産の増減額	24

備 考

この説明書中各表の数字は、単位未満を切り捨てたので、合計欄の数字と内訳の計とは、必ずしも一致しない。

また、「0」は単位未満を示し、「－」は該当がないことを示し、「△」は減を示している。

令和 3 年度国有財産の増減及び現在額に関する説明書

第 1 序 説

本説明書は、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 34 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年度の国有財産の増減及び現在額の内容等を説明するものである。

まず、国有財産の増減及び現在額の説明に入る前に、いかなる財産を国有財産として整理しているか、その増減及び現在額はいかにして作成され、いかなる性質を有する数字であるかについて簡単に説明することとする。

(国有財産の範囲)

1 一般に国有財産という場合には、国が所有するすべての財産が含まれることはいうまでもないが、国有財産法において「国有財産」とは、同法第 2 条及び同法附則第 4 条に規定する次の範囲の財産に限られている。

不動産 (1) 土地

(2) 土地の定着物(建物、立木竹等)

動 産 (1) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

(2) 不動産及び上記動産の従物(例えば、建物に附属した照明装置、冷暖房装置、通信装置、昇降機等)

(3) 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具で、現に財務省所管普通財産となっているもの

その他の財産

(1) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利(例えば、租鉱権等)

(2) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利(例えば、意匠権等)

(3) 株式、新株予約権、社債(特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債、信託の受益権及びこれらに準ずるもの並びに出資による権利

ただし、国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。

(国有財産の分類及び種類)

2 国有財産には、所有目的、用途によって次のような分類及び種類が設けられており、分類及び種類に応じて管理及び処分の態様を異にしている。

(1) 国有財産は、行政財産と普通財産に分類される。

行政財産は、行政目的に供される国有財産で、更に用途別に次の種類に分けられる。

イ 公 用 財 産 国において国の事務、事業(後述の森林経営用財産に係るものを除く。)又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの(例えば、庁舎、国家公務員宿舎等の土地、建物、工作物等)

ロ 公 共 用 財 産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの(例えば、国有で国が管理している公園、広場、道路、河川、海浜地等)

ハ 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの(例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓等)

ニ 森林経営用財産 国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したもの(例えば、国有林等)

(2) 普通財産は、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

(国有財産の管理及び処分のしくみ)

3 国有財産の管理とは、国有財産の取得、維持、保存及び運用をすることであり、処分とは、売却、交換、譲与等を行うことであるが、この管理及び処分に当たる機関は、行政財産と普通財産とで異なっている。

すなわち、行政財産については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長(国有財産法では、これらを「各省各庁の長」という。)が、その所管に属する行政財産の管理者となっている。

普通財産については、原則として財務大臣が管理及び処分を行うこととなっている。ただし、国債整理基金特別会計等 10 の特別会計に所属する財産及び財務大臣に引き継ぐことが不適当な財産については、当該財産を所管する各省各庁の長が管理及び処分を行うこととなっている。

なお、行政財産、普通財産を通じ国有財産全体としての適正な管理及び処分を図るための権能(国有財産の総括権)は、財務大臣にある。

(国有財産増減及び現在額総計算書の性格)

4 (1) 国有財産増減及び現在額総計算書(以下「総計算書」という。)は、国有財産法の規定により、各省各庁の長が作成した国有財産増減及び現在額報告書(以下「報告書」という。)に基づいて財務大臣が作成したものであり、1会計年度間における国有財産の増減及び当該年度末にお

ける国有財産の現在額を示すものである。

(2) 国有財産は、原則としてすべて国有財産台帳に記載されるが、国有財産法第 38 条の規定に基づき、公園、広場を除く公共用財産(道路、河川、海浜地等)及び一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けた財産は、例外としてこれに記載されず、したがって、総計算書及び報告書にも計上されていない。

これら国有財産台帳に記載されていない公共用財産等のうち、道路、河川、海浜地等で道路法(昭和 27 年法律第 180 号)、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)、海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)等が適用される公共の用に供する財産については、各々の法律に基づき、その所管大臣が現状を明らかにすることとされている。

なお、国有財産台帳に記載されていない国有財産としていわゆる脱落地があるが、実態把握の都度、逐次台帳に記載している。

(3) 国有財産台帳に記載されている財産は、原則としてすべて総計算書及び報告書に計上されるが、国有財産法附則第 2 条の規定に基づき、外国に所在する財産(在外公館等を除く。)の計上は省略されている。

(4) 国有財産台帳に記載される価格については、原則として取得価格主義が採用されている。すなわち、国有財産を新たに台帳に記載する場合の価格は、購入によるものは購入価格、交換によるものは交換当時の評定価格、収用によるものは補償金額、租税の物納によるものは収納価格、代物弁済によるものは当該物件により弁済を受けた債権の額によることになっている。

国有財産台帳に記載される価格については、原則として地価、物価等の変動に伴う修正を行うため、毎年 3 月 31 日現在の現況において

評価を行い、その評価額により改定(以下「価格改定」という。)を行っている。

第2 国有財産の現在額

(総 額)

- 1 国有財産の令和3年度末における現在額は、126兆5,485億円である(令和3年度総計算書3頁参照)。

(分類別、種類別現在額)

- 2 令和3年度末現在の国有財産の現在額を分類別、種類別にみると第1表のとおりである(令和3年度総計算書3頁～9頁参照)。

〔第1表〕 令和3年度末国有財産分類別・種類別現在額

分 類 ・ 種 類	価 格	割 合
行 政 財 産	百万円 26,096,725	% 20.6
公 用 財 産	19,949,320	(15.8)
公 共 用 財 産	805,576	(0.6)
皇 室 用 財 産	715,344	(0.6)
森 林 経 営 用 財 産	4,626,483	(3.7)
普 通 財 産	100,451,842	79.4
合 計	126,548,567	100.0

(1) 行政財産

行政財産は、国有財産総額の20.6%を占めている。

イ 公用財産

公用財産は、国有財産総額の15.8%であって、その主なものは、防衛施設8兆169億円、空港施設1兆7,568億円、国会施設1兆2,380億円、刑務所、拘置所、少年院等の矯正施設7,610億円、裁判所施設6,568億円及び石油備蓄施設4,016億円である。

ロ 公共用財産

公共用財産は、国有財産総額の0.6%であるが、本総計算書に計上されている公共用財産は国有財産台帳に記載されている公園、広場であり、国有財産台帳に記載されない道路、河川、海浜地等の敷地は含まれていない。

公園、広場のうち主なものは、皇居外苑1,785億円、新宿御苑998億円、国営昭和記念公園846億円、京都御苑758億円及び国営東京臨海広域防災公園658億円である。

ハ 皇室用財産

皇室用財産は、国有財産総額の0.6%であって、その主なものは、皇居3,750億円、赤坂御用地2,198億円、京都御所524億円、高輪皇族邸205億円及び常盤松御用邸203億円である。

ニ 森林経営用財産

森林経営用財産は、国有財産総額の3.7%であって、4兆6,264億円である。

(2) 普通財産

普通財産は、国有財産総額の79.4%であって、その主なものは、財務省所管に係るもの91兆162億円、厚生労働省所管に係るもの5兆9,483億円、経済産業省所管に係るもの1兆9,929億円、国土交通省所管に係るもの8,749億円及び防衛省所管に係るもの2,402億円である。

(区分別現在額)

- 3 令和3年度末現在の国有財産の現在額を区分別にみると第2表のとおりであって、政府出資等が総額の74.5%を、土地が15.7%を占め、次いで立木竹2.9%、建物2.7%、工作物2.0%の順となっている(令和3年度総計算書3頁参照)。

〔第2表〕 令和3年度末国有財産区分別現在額

区 分	数 量 単 位	数 量	価 格	割 合	
土 地	千平方メートル	87,679,168	19,805,601	15.7	
立 木 竹	樹 木	千 本	6,636	81,725	(0.1)
	立 木	千立方メートル	1,246,660	3,542,436	(2.8)
	竹	千 束	731	861	(0.0)
	計			3,625,023	2.9
建 物	建 面 積	千平方メートル	26,604	3,391,185	2.7
	延 べ 面 積	千平方メートル	58,651		
工 作 物			2,523,544	2.0	
機 械 器 具			0	0.0	
船 舶	汽 船	千 隻	1,006	297,951	(0.2)
	艦 船	千 隻	330	1,255,993	(1.0)
	雑 船	千 隻	548	2,183	(0.0)
	計	千 隻	1,001	1,556,128	1.2
航 空 機	機	1,568	1,141,126	0.9	
地 上 権 等	千平方メートル	3,129	2,973	0.0	
特 許 権 等	千 件	1,893	1,301	0.0	
政 府 出 資 等			94,243,963	74.5	
不動産の信託の受益権	件	2	257,719	0.2	
合 計			126,548,567	100.0	

- (注) 1 樹木とは、庭木その他材積を基準として、その価格を算定し難いものをいう。
 2 立木とは、材積を基準として、その価格を算定するものをいう。
 3 束とは、1メートルなわ締の竹の量をいう。
 4 船舶のトン数は、汽船については総トン、艦船については排水トンで表示している。

(1) 土 地

土地の総額は87,679百万平方メートル、19兆8,056億円であり、この面積は、国土面積377,973百万平方メートルの約23.2%に相当する。

土地のうち、行政財産は86,664百万平方メートル、14兆6,700億円であり、普通財産は1,014百万平方メートル、5兆1,355億円である。

行政財産のうち、面積の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財産85,307百万平方メートル(1兆482億円)であり、価格の主なものは、公用財産12兆2,559億円(1,201百万平方メートル)であって、防衛省所管の4兆2,414億円(1,011百万平方メートル)、国土交通省所管の1兆5,427億円(89百万平方メートル)及び財務省所管の1兆3,516億円(8百万平方メートル)である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の785百万平方メートル、4兆9,961億円、農林水産省所管の226百万平方メートル、881億円及び国土交通省所管の2百万平方メートル、345億円である。

(2) 立 木 竹

立木竹の総額は3兆6,250億円であって、行政財産は3兆6,094億円であり、普通財産は156億円である。

行政財産の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財産3兆5,236億円である。

また、普通財産の主なものは、環境省所管の84億円である。

(3) 建 物

建物の総額は延べ面積(以下「延べ」という。)58百万平方メートル、3兆3,911億円であって、行政財産は延べ48百万平方メートル、2兆8,999億円であり、普通財産は延べ9百万平方メートル、4,912億円である。

行政財産の主なものは、公用財産延べ47百万平方メートル、2兆8,330億円であって、防衛省所管の延べ17百万平方メートル、9,581億円、財務省所管の延べ8百万平方メートル、4,577億円及び法務省所管の延べ6百万平方メートル、4,021億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の延べ6百万平方メートル、3,328億円及び防衛省所管の延べ3百万平方メートル、1,328億円である。

(4) 工 作 物

工作物の総額は2兆5,235億円であって、行政財産は2兆2,160億円であり、普通財産は3,074億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2兆878億円であり、国土交通省所管の8,020億円、防衛省所管の4,768億円及び経済産業省所管の3,320億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の1,960億円及び防衛省所管の1,046億円である。

(5) 機 械 器 具

機械器具の総額は20円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。機械器具は、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具であり、国有財産法附則第4条の規定によって国有財産とされている。

(6) 船 舶

船舶の総額は2,337隻、1兆5,561億円であって、行政財産は2,313隻、1兆5,560億円であり、普通財産は24隻、71百万円である。

行政財産の主なものは、公用財産2,234隻、1兆5,560億円であって、防衛省所管の474隻、1兆2,560億円及び国土交通省所管の1,519隻、2,694億円である。

また、普通財産の主なものは、防衛省所管の13隻、70百万円である。

(7) 航 空 機

航空機の総額は1,568機、1兆1,411億円であって、行政財産は1,566機、1兆1,410億円であり、普通財産は2機、1億円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、防衛省所管の1,371機、1兆665億円及び国土交通省所管の107機、595億円である。

(8) 地 上 権 等

地上権等(地上権、地役権、鉱業権等)の総額は3百万平方メートル、29億円であって、行政財産は3百万平方メートル、29億円であり、普通財産は1千平方メートル、5百万円である。

行政財産の主なものは、公用財産3百万平方メートル、29億円であって、環境省所管の地上権2百万平方メートル、20億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の地役権0.1千平方メートル、4百万円である。

(9) 特 許 権 等

特許権等(特許権、著作権、商標権、実用新案権等)の総額は1,893千件、13億円であって、行政財産は1,892千件、12億円であり、普通財産は0.1千件、0.5億円である。

行政財産の主なものは、公用財産であって、国土交通省所管の著作権1,888千件、11億円である。

また、普通財産の主なものは、農林水産省所管の著作権1件、0.4億円である。

(10) 政府出資等

政府出資等の総額は国有財産総額の74.5%に及ぶ94兆2,439億円であって、その99.5%に当たる93兆7,278億円は、国が特別の法律(国際

条約を含む。)の規定に基づいて独立行政法人等に対して出資等を行ったことにより取得した出資による権利、株式等の普通財産である。

また、総額のうち、一般会計は64兆959億円、特別会計は30兆1,479億円である。

一般会計からの出資の主なものは、株式会社日本政策金融公庫(14兆882億円)、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(10兆3,871億円)、独立行政法人国際協力機構(10兆2,320億円)及び国際開発協会(3兆3,777億円)への出資である。

特別会計からの出資の主なものは、外国為替資金特別会計から国際通貨基金(5兆787億円)、年金特別会計から全国健康保険協会(4兆5,533億円)、財政投融资特別会計から日本電信電話株式会社(4兆4,676億円)、財政投融资特別会計から株式会社日本政策投資銀行(3兆7,588億円)及び財政投融资特別会計から株式会社国際協力銀行(2兆8,672億円)への出資である。

その他の政府出資等は、エネルギー対策特別会計所有株式(5,131億円)、租税物納等により取得した株式等(29億円)である。

(11) 不動産の信託の受益権

不動産の信託の受益権の総額は2件、2,577億円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。

(所管別現在額)

4 令和3年度末現在の国有財産の現在額を所管別にみると第3表のとおりである。

総額の73.4%に当たる92兆9,090億円が財務省所管に係るものであって、その98.0%は普通財産91兆162億円(主として政府出資等85兆2,292億円)である。

次に、防衛省所管に係るものが総額の6.5%、8兆2,572億円(主として

一般会計の公用財産8兆169億円)である。

以下、厚生労働省所管6兆4,470億円(主として年金特別会計の普通財産5兆4,989億円)、農林水産省所管5兆473億円(主として一般会計の森林経営用財産4兆6,264億円)、国土交通省所管4兆1,731億円(主として自動車安全特別会計の公用財産1兆8,366億円)の順となっている。

[第3表] 令和3年度末国有財産所管別現在額

所 管	行 政 財 産		普 通 財 産		合 計	
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	割 合
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
衆 議 院	862,503	3.3	—	—	862,503	0.7
参 議 院	375,519	1.4	—	—	375,519	0.3
最 高 裁 判 所	656,878	2.5	—	—	656,878	0.5
会 計 検 査 院	2,233	0.0	—	—	2,233	0.0
内 閣	41,226	0.2	—	—	41,226	0.0
内 閣 府	1,880,939	7.2	9,455	0.0	1,890,395	1.5
デ ジ タ ル 庁	925	0.0	—	—	925	0.0
総 務 省	165,893	0.6	52	0.0	165,946	0.1
法 務 省	1,410,527	5.4	9,947	0.0	1,420,475	1.1
外 務 省	458,177	1.8	2,731	0.0	460,909	0.4
財 務 省	1,892,761	7.3	91,016,284	90.6	92,909,045	73.4
文 部 科 学 省	342,619	1.3	188,538	0.2	531,158	0.4
厚 生 労 働 省	498,770	1.9	5,948,325	5.9	6,447,095	5.1
農 林 水 産 省	4,917,797	18.8	129,545	0.1	5,047,343	4.0
経 済 産 業 省	692,944	2.7	1,992,937	2.0	2,685,882	2.1
国 土 交 通 省	3,298,172	12.6	874,945	0.9	4,173,117	3.3
環 境 省	581,846	2.2	38,814	0.0	620,660	0.5
防 衛 省	8,016,986	30.7	240,264	0.2	8,257,251	6.5
合 計	26,096,725	100.0	100,451,842	100.0	126,548,567	100.0

(会計別現在額)

5 令和3年度末現在の国有財産の現在額を会計別にみると第4表のとおりであり、一般会計は国有財産総額の74.2%、93兆8,729億円、特別会計は25.8%、32兆6,756億円である。

一般会計の行政財産は23兆6,348億円であって、公用財産が74.0%の17兆4,874億円を占め、次いで森林経営用財産4兆6,264億円、公共用財産8,055億円、皇室用財産7,153億円となっている。

一般会計の普通財産は70兆2,380億円であって、その99.4%は財務省所管に係るもの69兆8,457億円(主として政府出資等64兆959億円)である。

また、特別会計の行政財産は2兆4,618億円であって、その主なものは、自動車安全特別会計の公用財産1兆8,366億円、エネルギー対策特別会計の公用財産4,017億円、労働保険特別会計の公用財産1,267億円及び特許特別会計の公用財産919億円である。

特別会計の普通財産は30兆2,138億円であって、その99.8%に当たる30兆1,479億円が政府出資等である。その主なものは、財政投融资特別会計の15兆3,615億円、年金特別会計の5兆4,958億円、外国為替資金特別会計の5兆787億円、エネルギー対策特別会計の1兆8,466億円及び自動車安全特別会計の8,395億円である。

なお、令和3年度末において、国有財産を有する特別会計は10会計である。

〔第4表〕 令和3年度末国有財産会計別現在額

会 計 分 類 種 類	行 政 財 産						普 通 財 産		合 計	
	公 用 財 産	公 共 用 財 産	皇 室 用 財 産	森 林 経 営 用 財 産	計		価 格	割 合	価 格	割 合
	価 格	価 格	価 格	価 格	価 格	割 合				
一 般 会 計	百万円 17,487,488	百万円 805,576	百万円 715,344	百万円 4,626,483	百万円 23,634,893	% 90.6	百万円 70,238,030	% 69.9	百万円 93,872,923	% 74.2
特 別 会 計	国債整理基金特別会計	—	—	—	—	(—)	310,463	(0.3)	310,463	(0.2)
	財政投融资特別会計	—	—	—	—	(—)	15,398,886	(15.3)	15,398,886	(12.2)
	外国為替資金特別会計	—	—	—	—	(—)	5,078,703	(5.1)	5,078,703	(4.0)
	エネルギー対策特別会計	401,749	—	—	—	401,749	1,846,870	(1.8)	2,248,620	(1.8)
	労働保険特別会計	126,787	—	—	—	126,787	444,165	(0.4)	570,953	(0.5)
	年金特別会計	4,675	—	—	—	4,675	5,498,995	(5.5)	5,503,670	(4.3)
	食料安定供給特別会計	—	—	—	—	—	1,109	(0.0)	1,109	(0.0)
	特許特別会計	91,927	—	—	—	91,927	962	(0.0)	92,890	(0.1)
	自動車安全特別会計	1,836,647	—	—	—	1,836,647	860,033	(0.9)	2,696,681	(2.1)
	東日本大震災復興特別会計	44	—	—	—	44	773,619	(0.8)	773,663	(0.6)
計	2,461,831	—	—	—	2,461,831	9.4	30,213,812	30.1	32,675,644	25.8
合 計	19,949,320	805,576	715,344	4,626,483	26,096,725	100.0	100,451,842	100.0	126,548,567	100.0

第3 国有財産の増減額

(増減額の概要)

1 国有財産の令和3年度中の

総増加額は 14兆1,161億円

総減少額は 4兆8,273億円

であって差引き 9兆2,887億円

の純増加となっている(令和3年度総計算書3頁参照)。

この総増減額から国有財産の台帳価格改定の結果による増減額を差し引いた国有財産の令和3年度中の増加額は10兆1,096億円、減少額は2兆6,255億円であって、差引き7兆4,841億円の純増加となっている。

(分類別、種類別増減額)

2 令和3年度における国有財産の増減額を分類別、種類別にみると第5表のとおりである(令和3年度総計算書3頁～9頁参照)。

また、この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第6表のとおりであって、価格改定による増減額は第7表のとおりである。

〔第5表〕 令和3年度国有財産分類別・種類別増減額

分類・種類	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
行政財産	1,724,388	12.2	1,601,153	33.2	123,235
公用財産	1,280,650	(9.1)	1,505,507	(31.2)	△ 224,856
公共用財産	18,677	(0.1)	13,670	(0.3)	5,007
皇室用財産	5,981	(0.0)	2,569	(0.1)	3,412
森林経営用財産	419,078	(3.0)	79,406	(1.6)	339,672
普通財産	12,391,743	87.8	3,226,212	66.8	9,165,530
合 計	14,116,131	100.0	4,827,365	100.0	9,288,766

〔第6表〕 令和3年度国有財産分類別・種類別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

分類・種類	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
行政財産	1,332,950	13.2	423,676	16.1	909,274
公用財産	1,192,114	(11.8)	402,351	(15.3)	789,763
公共用財産	14,972	(0.1)	327	(0.0)	14,645
皇室用財産	1,469	(0.0)	28	(0.0)	1,441
森林経営用財産	124,393	(1.2)	20,969	(0.8)	103,423
普通財産	8,776,743	86.8	2,201,911	83.9	6,574,832
合 計	10,109,694	100.0	2,625,588	100.0	7,484,106

〔第7表〕 令和3年度国有財産分類別・種類別増減額
(価格改定によるもの)

分類・種類	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
行政財産	391,438	9.8	1,177,476	53.5	△ 786,038
公用財産	88,536	(2.2)	1,103,156	(50.1)	△ 1,014,620
公共用財産	3,704	(0.1)	13,342	(0.6)	△ 9,638
皇室用財産	4,512	(0.1)	2,541	(0.1)	1,971
森林経営用財産	294,685	(7.4)	58,436	(2.7)	236,248
普通財産	3,614,999	90.2	1,024,300	46.5	2,590,698
合 計	4,006,437	100.0	2,201,777	100.0	1,804,660

(区分別増減額)

- 3 令和3年度における国有財産の増減額を区分別にみると第8表のとおりである(令和3年度総計算書3頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第9表のとおりであって、増加した主なものは、政府出資等6兆4,238億円(8兆5,551億円増加、2兆1,312億円減少)及び航空機4,367億円(4,561億円増加、193億円減少)であり、減少した主なものは、土地133億円(3,733億円増加、3,867億円減少)である。また、価格改定による増減額は第10表のとおりである。

〔第8表〕令和3年度国有財産区分別増減額

区 分	数 量 位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	6,235	百万円 503,173	% 3.6	8,019	百万円 599,807	% 12.4	△ 1,783	△ 96,634	
立 木 竹	樹 木	千 本	41	11,291	(0.1)	62	767	(0.0)	△ 20	10,524
	立 木	千立方メートル	21,060	409,825	(2.9)	7,817	59,537	(1.2)	13,242	350,287
	竹	千 束	0	112	(0.0)	1	0	(0.0)	△ 1	112
	計			421,228	3.0		60,305	1.2		360,923
建 物	建 面 積	千平方メートル	329	153,977	1.1	328	180,041	3.7	0	△ 26,063
	延 べ 面 積	千平方メートル	778			729			48	
工 作 物				247,968	1.8		312,833	6.5		△ 64,865
機 械 器 具				—	—		0	0.0		△ 0
船 舶	汽 船	千 隻 卜 ン	100 23	68,679	(0.5)	103 14	64,864	(1.3)	△ 3 9	3,815
	艦 船	千 隻 卜 ン	16 16	140,263	(1.0)	15 15	176,726	(3.7)	1 0	△ 36,462
	雑 船	隻	49	536	(0.0)	46	588	(0.0)	3	△ 51
	計	隻	165	209,479	1.5	164	242,178	5.0	1	△ 32,699
航 空 機	機	51	456,138	3.2	49	372,307	7.7	2	83,830	
地 上 権 等	千平方メートル	60	116	0.0	0	24	0.0	59	92	
特 許 権 等	千 件	13	111	0.0	0	225	0.0	13	△ 114	
政 府 出 資 等			12,122,400	85.9		3,059,641	63.4		9,062,758	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	—	1,538	0.0	—	—	—	—	1,538	
合 計			14,116,131	100.0		4,827,365	100.0		9,288,766	

[第9表] 令和3年度国有財産区分別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

区 分	数 量 位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	6,235	百万円 373,316	% 3.7	8,019	百万円 386,702	% 14.7	△ 1,783	△ 13,385	
立 木 竹	樹 木	千 本	41	772	(0.0)	62	767	(0.0)	△ 20	4
	立 木	千立方メートル	21,060	112,734	(1.1)	7,817	21,233	(0.8)	13,242	91,500
	竹	千 束	0	0	(0.0)	1	0	(0.0)	△ 1	△ 0
	計		113,506	1.1		22,001	0.8		91,505	
建 物	建 面 積	千平方メートル	329	153,977	1.5	328	24,003	0.9	0	129,973
	延 べ 面 積	千平方メートル	778			729			48	
工 作 物			247,968	2.5		13,101	0.5		234,866	
機 械 器 具			—	—		0	0.0		△ 0	
船 舶	汽 船	千 隻 卜 ン	100 23	68,679	(0.7)	103 14	26,226	(1.0)	△ 3 9	42,452
	艦 船	千 隻 卜 ン	16 16	140,263	(1.4)	15 15	2,597	(0.1)	1 0	137,665
	雑 船	隻	49	536	(0.0)	46	252	(0.0)	3	283
	計	隻	165	209,479	2.1	164	29,077	1.1	1	180,402
航 空 機	機	51	456,138	4.5	49	19,397	0.7	2	436,740	
地 上 権 等	千平方メートル	60	116	0.0	0	0	0.0	59	116	
特 許 権 等	千 件	13	71	0.0	0	49	0.0	13	22	
政 府 出 資 等			8,555,119	84.6		2,131,253	81.2		6,423,865	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計			10,109,694	100.0		2,625,588	100.0		7,484,106	

〔第 10 表〕 令和 3 年度国有財産区分別増減額
(価格改定によるもの)

区 分	増		減		差 引	
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	
土 地	百万円 129,856	% 3.2	百万円 213,105	% 9.7	△ 百万円 83,248	
立 木 竹	樹 木	10,519 (0.3)	— (—)	10,519		
	立 木	297,090 (7.4)	38,303 (1.7)	258,786		
	竹	112 (0.0)	— (—)	112		
	計	307,721 7.7	38,303 1.7	269,418		
建 物	— —	156,037 7.1	△ 156,037			
工 作 物	— —	299,731 13.6	△ 299,731			
機 械 器 具	— —	— —	—			
船 舶	汽 船	— (—)	38,637 (1.8)	△ 38,637		
	艦 船	— (—)	174,128 (7.9)	△ 174,128		
	雑 船	— (—)	335 (0.0)	△ 335		
計	— —	213,101 9.7	△ 213,101			
航 空 機	— —	352,909 16.0	△ 352,909			
地 上 権 等	0 0.0	23 0.0	△ 23			
特 許 権 等	39 0.0	176 0.0	△ 136			
政 府 出 資 等	3,567,280 89.0	928,388 42.2	2,638,892			
不動産の信託の受益権	1,538 0.0	— —	1,538			
合 計	4,006,437 100.0	2,201,777 100.0	1,804,660			

(所管別増減額)

4 令和 3 年度における国有財産の増減額を所管別にみると第 11 表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第 12 表のとおりであって、増加した主なものは、財務省所管の 6 兆 4,552 億円(8 兆 6,930 億円増加、2 兆 2,378 億円減少)、減少した主なものは、厚生労働省所管の 520 億円(77 億円増加、597 億円減少)である。

〔第 11 表〕 令和 3 年度国有財産所管別増減額

所 管	増		減		差 引	
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	
衆 議 院	百万円 829	% 0.0	百万円 30,968	% 0.6	△ 百万円 30,139	
参 議 院	1,117	0.0	13,224	0.3	△ 12,106	
最 高 裁 判 所	17,682	0.1	20,459	0.4	△ 2,777	
会 計 検 査 院	8	0.0	112	0.0	△ 104	
内 閣	77	0.0	1,733	0.0	△ 1,655	
内 閣 府	193,696	1.4	67,559	1.4	126,136	
デ ジ タ ル 庁	1,015	0.0	90	0.0	925	
総 務 省	1,596	0.0	5,463	0.1	△ 3,866	
法 務 省	38,157	0.3	62,166	1.3	△ 24,008	
外 務 省	3,814	0.0	5,538	0.1	△ 1,723	
財 務 省	11,566,326	81.9	3,226,786	66.8	8,339,539	
文 部 科 学 省	864	0.0	2,418	0.1	△ 1,554	
厚 生 労 働 省	449,822	3.2	77,645	1.6	372,176	
農 林 水 産 省	444,418	3.1	93,907	1.9	350,511	
経 済 産 業 省	369,018	2.6	106,887	2.2	262,130	
国 土 交 通 省	224,561	1.6	416,828	8.6	△ 192,267	
環 境 省	9,312	0.1	15,251	0.3	△ 5,938	
防 衛 省	793,812	5.6	680,324	14.1	113,488	
合 計	14,116,131	100.0	4,827,365	100.0	9,288,766	

〔第12表〕 令和3年度国有財産所管別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

所 管	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
衆 議 院	百万円 763	% 0.0	百万円 1,121	% 0.0	△ 357
参 議 院	1,030	0.0	33	0.0	997
最 高 裁 判 所	15,836	0.2	2,165	0.1	13,670
会 計 検 査 院	3	0.0	4	0.0	△ 1
内 閣	65	0.0	1	0.0	63
内 閣 府	180,136	1.8	2,388	0.1	177,747
デ ジ タ ル 庁	1,015	0.0	—	—	1,015
総 務 省	1,519	0.0	1,228	0.0	290
法 務 省	32,789	0.3	14,780	0.6	18,009
外 務 省	3,741	0.0	2,330	0.1	1,411
財 務 省	8,693,064	86.0	2,237,858	85.2	6,455,206
文 部 科 学 省	512	0.0	78	0.0	434
厚 生 労 働 省	7,717	0.1	59,724	2.3	△ 52,006
農 林 水 産 省	144,164	1.4	25,742	1.0	118,422
経 済 産 業 省	63,992	0.6	67,950	2.6	△ 3,957
国 土 交 通 省	193,869	1.9	195,319	7.4	△ 1,450
環 境 省	7,132	0.1	634	0.0	6,498
防 衛 省	762,338	7.5	14,225	0.5	748,113
合 計	10,109,694	100.0	2,625,588	100.0	7,484,106

(会計別増減額)

5 令和3年度における国有財産の増減額を会計別にみると第13表のとおりである(令和3年度総計算書10頁及び39頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第14表のとおりであって、一般会計は8兆4,051億円(9兆5,543億円増加、1兆1,491億円減

少)の増加、特別会計は9,210億円(5,553億円増加、1兆4,764億円減少)の減少となっている。

特別会計の増加の主なものは、国債整理基金特別会計2,407億円、財政投融资特別会計1,912億円及びエネルギー対策特別会計612億円、減少の主なものは、国債整理基金特別会計1兆2,862億円及びエネルギー対策特別会計654億円である。

〔第13表〕 令和3年度国有財産会計別増減額

会 計	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
一 般 会 計	百万円 11,372,287	% 80.6	百万円 2,910,715	% 60.3	百万円 8,461,572
特 別 会 計	2,743,844	19.4	1,916,649	39.7	827,194
合 計	14,116,131	100.0	4,827,365	100.0	9,288,766

〔第14表〕 令和3年度国有財産会計別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

会 計	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
一 般 会 計	百万円 9,554,325	% 94.5	百万円 1,149,138	% 43.8	百万円 8,405,187
特 別 会 計	555,368	5.5	1,476,449	56.2	△ 921,081
合 計	10,109,694	100.0	2,625,588	100.0	7,484,106

(増減事由)

6 国有財産の増減事由を大別すれば、国と国以外の者との間の異動と、国の内部における異動とに分けることができる。

前者を対外的異動、後者を対内的異動とすれば、購入、売却、出資等は対外的異動であり、所管換(各省各庁の長の間において国有財産の所管を移すことをいう)、所属替(同一所管内において二以上の部局等がある場

合に、一の部局等に所属する国有財産を他の部局等の所属に移すこと(をいう。)等は対内的異動である。

対外的異動には、増加については、歳出を伴うもの(購入、新築、新設等)と歳出を伴わないもの(租税物納等)があり、減少については、歳入を伴うもの(売払、出資金回収等)と歳入を伴わないもの(譲与、取こわし等)がある。

対内的異動は、調整上の増減、整理上の増減及び価格改定上の増減に分けることができる。

(1) 調整上の増減

所管換、所属替、引継、引受(引継、引受とは、各省各庁で行政財産の用途を廃止し、当該財産を財務省へ引き継ぎ、財務省がこれを引き受けることをいう。)、整理替(同一部局内において、用途変更を伴わないで所属口座に異動(分割を含む。))があることをいう。)等国有財産の管理を効率化するため国の内部で行う調整に伴う増減である。

(2) 整理上の増減

実測(土地、建物及び工作物に適用)、実査(立木竹に適用)、誤謬訂正、報告洩等による増減である。

(3) 価格改定上の増減

令和4年3月31日現在で行った価格改定の結果による増減である。

7 令和3年度における国有財産の増減額を異動の内容別にみると第15表のとおりである。増加額では、対外的異動が66.5%、対内的異動が33.5%であり、減少額では、対外的異動が40.9%、対内的異動が59.1%となっている。

〔第15表〕 令和3年度国有財産増減状況

異動の内容	増		減		差引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
対 外 的 異 動	9,384,556	66.5	1,975,177	40.9	7,409,378
歳出歳入を伴うもの	9,148,982	(64.8)	1,463,068	(30.3)	7,685,913
歳出歳入を伴わないもの	235,574	(1.7)	512,109	(10.6)	△ 276,535
対 内 的 異 動	4,731,575	33.5	2,852,187	59.1	1,879,387
調 整 上 の 増 減	655,548	(4.6)	647,544	(13.4)	8,004
整 理 上 の 増 減	69,589	(0.5)	2,865	(0.1)	66,723
価 格 改 定 上 の 増 減	4,006,437	(28.4)	2,201,777	(45.6)	1,804,660
合 計	14,116,131	100.0	4,827,365	100.0	9,288,766

(事由別増加額)

8 令和3年度における国有財産の増減額を事由別にみると第16表のとおりであって、増加額の主なものを挙げると次のとおりである。

(1) 対外的異動によるもの

イ 出 資(現金)

8兆845億円 現金出資による政府出資等の増である。会計別及び法人別の主なものは、次のとおりである。

(イ) 一 般 会 計

株式会社

日本政策金融公庫 6兆9,450億円

国立研究開発法人

科学技術振興機構 6,136億円

	<p>独立行政法人 福祉医療機構 1,019 億円</p>	<p>用財産 1,900 億円 (17 機) であり、船舶の 主なものは、防衛省所管一般会計の公用 財産 1,202 億円 (8 隻) である。</p>
	<p>独立行政法人 中小企業基盤整備 機構 750 億円</p>	<p>ハ 購 入 2,416 億円 航空機 2,130 億円 (18 機)、土地 182 億 円 (0.8 百万平方メートル) 等の購入であ る。航空機の主なものは、防衛省所管一 般会計の公用財産 1,936 億円 (14 機) であ り、土地の主なものは、国土交通省所管 自動車安全特別会計の公用財産 74 億円 (8 万平方メートル) である。</p>
(ロ) 財政投融资特別会計	<p>株式会社 日本政策投資銀行 800 億円</p> <p>株式会社 国際協力銀行 600 億円</p>	
	<p>独立行政法人 石油天然ガス・金 属鉱物資源機構 242 億円</p> <p>株式会社 海外需要開拓支援 機構 160 億円</p>	<p>ニ 出 資 (現物) 2,232 億円 現物出資による政府出資等の増であつ て、その主なものは、財務省所管一般会 計から国際開発協会に出資した 1,387 億 円及び財務省所管一般会計から国際金融 公社に出資した 500 億円である。</p>
(ハ) エネルギー対策特別会計	<p>独立行政法人 石油天然ガス・金 属鉱物資源機構 513 億円</p>	<p>(2) 対内的異動によるもの</p>
(ニ) 東日本大震災復興特別会計	<p>株式会社 日本政策金融公庫 1 億円</p>	<p>イ 価格改定 4 兆 64 億円 政府出資等 3 兆 5,672 億円、立木竹 3,077 億円等である。政府出資等の主な ものは、財務省所管一般会計の普通財産 1 兆 3,999 億円であり、立木竹の主なも のは、農林水産省所管一般会計の森林経 営用財産 2,946 億円である。</p>
ロ 新 造 3,655 億円	<p>航空機 2,056 億円 (24 機) 及び船舶 1,598 億円 (37 隻) の新造である。航空機 の主なものは、防衛省所管一般会計の公</p>	

<p>ロ 所属替 2,993 億円 政府出資等 2,439 億円、船舶 240 億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管国債整理基金特別会計の普通財産 2,407 億円であり、船舶はすべて国土交通省所管一般会計の公用財産 240 億円である。</p>	<p>ロ 資本金減少 4,729 億円 法令の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫の減資などによるものである。 すべて政府出資等であり、主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 4,311 億円である。</p>
<p>ハ 所管換 1,888 億円 土地 1,804 億円、建物 56 億円等である。土地の主なものは、内閣府所管一般会計の公用財産 1,565 億円であり、建物の主なものは、財務省所管一般会計の公用財産 34 億円である。</p>	<p>ハ 出資金回収(現金) 544 億円 独立行政法人等への出資金を現金により回収したことによる政府出資等の減である。会計別及び法人別の主なものは、次のとおりである。</p>
<p>ニ 引受 1,549 億円 財務省所管一般会計の普通財産であり、土地 1,501 億円、建物 30 億円等である。</p>	<p>(イ) 年金特別会計 独立行政法人 福祉医療機構 537 億円</p>
<p>(事由別減少額)</p>	<p>(ロ) 労働保険特別会計 独立行政法人 福祉医療機構 6 億円 独立行政法人</p>
<p>9 減少額の主なものを挙げると次のとおりである。</p>	<p>高年齢・障害・求職者雇用支援機構 1 億円</p>
<p>(1) 対外的異動によるもの</p>	<p>ニ 伐採 216 億円 すべて立木竹であり、主なものは、農林水産省所管一般会計の森林経営用財産 207 億円である。</p>
<p>イ 売払 1 兆 4,083 億円 政府出資等 1 兆 3,595 億円、土地 462 億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管国債整理基金特別会計の普通財産 1 兆 2,862 億円であり、土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 313 億円である。</p>	

(2) 対内的異動によるもの

イ 価格改定

2兆2,017億円 政府出資等9,283億円、航空機3,529億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産6,017億円であり、航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産3,262億円である。

ロ 所属替

2,992億円 政府出資等2,439億円、船舶240億円等である。政府出資等はすべて財務省所管一般会計の普通財産であり、船舶はすべて国土交通省所管一般会計の公用財産である。

なお、所属替において、増加額と減少額とが一致しないのは、国有財産法第15条に基づき、所属を異にする会計間異動は原則有償として整理しており、引き渡す省庁又は部局は台帳価格をもって減の整理をするのに対し、受ける側の省庁又は部局は時価で評価した額をもって増の整理をするためである。

ハ 所管換

1,815億円 土地1,731億円、建物56億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の公用財産1,565億円であり、建物

の主なものは、国土交通省所管自動車安全特別会計の公用財産30億円である。

なお、所管換において、増加額と減少額とが一致しないのは、国有財産法第15条に基づき、所属を異にする会計間異動は原則有償として整理しており、引き渡す省庁又は部局は台帳価格をもって減の整理をするのに対し、受ける側の省庁又は部局は時価で評価した額をもって増の整理をするためである。

ニ 引継

1,549億円 土地1,501億円、建物30億円等である。土地の主なものは、国土交通省所管一般会計の公用財産1,359億円であり、建物の主なものは、財務省所管一般会計の公用財産13億円である。

[第16表] 令和3年度国有財産事由別増減額

増			減			差 引
項	目	内 訳	項	目	内 訳	
I	対外的異動 9,384,556		I	対外的異動 1,975,177		7,409,378
1	歳出を伴うもの 9,148,982		1	歳入を伴うもの 1,463,068		7,685,913
	(1) 購入 241,686			(1) 売却 1,408,391		
	(2) 売払取消その他 211			(2) 出資金回収その他 54,676		
		イ 売払解除 0			イ 出資金回収(現金) 54,479	
		ロ 分収育林契約解除 210			ロ 造林契約解除 197	
	(3) 埋立その他 708,440					
		イ 埋立 86				
		ロ 地均 295				
		ハ 収用 —				
		ニ 新植 7,174				
		ホ 移植 —				
		ヘ 補植手入 44,451				
		ト 新築 86,175				
		チ 増築 3,124				
		リ 改築 88				
		ヌ 移築 —				
		ル 復旧 0				
		ヲ 移転 5				
		ワ 従物新設 347				
		カ 従物増設 206				
		コ 従物移設 —				
		ク 従物改設 1				
		レ 新設 125,044				
		ロ 増設 26,688				
		ツ 移設 72				

増			減			差 引
項	目	内 訳	項	目	内 訳	
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
		ネ 改 設				
		ナ 新 造				
		ラ 改 造				
		ム 属 具 取 付				
		ウ 属 具 移 設				
		ヰ 属 具 改 設				
		ノ 林 道 改 良				
		オ 設 定				
		ク 登 録				
		ヤ 創 作				
	(4) 修繕その他	114,120				
		イ 修 繕				
		14,945				
	(5) 出資(現金)	8,084,523				
		ロ 模 様 替				
		99,174				
2 歳出を伴 わないもの	235,574		2 歳入を伴 わないもの	512,109		△ 276,535
	(1) 寄 附	28		(1) 譲与その他	898	
	(2) 帰 属	4,500				イ 譲 与
	(3) 租 税 物 納	4,529				777
	(4) 現 物 賠 償	1,588				ロ 返 還
	(5) 譲 与 取 消	0				120
	(6) 譲 与 解 除	0		(2) 交換その他	1,297	イ 交 換
	(7) 交換その他	1,404				274
						ロ 土地改良法 による引渡
						6
						ハ 土地区画整 理法による 引渡
						976
						ニ 都市再開発 法による引 渡
						39
						ホ その他の法 による引渡
						—
						ハ 都市再開発 法による権 利変換
						—
		イ 交 換				
		488				
		ロ 土地改良法 による換地				
		0				
		ハ 土地区画整 理法による 換地				
		915				
		ニ 都市再開発 法による権 利変換				
		—				

増			減			差 引
項	目	内 訳	項	目	内 訳	
	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円
		ホ その他の法 による権利 変換			ト その他の法 による権利 変換	
	(8) 出資(現物)	223,203		(3) 取こわしそ の他	509,914	
	(9) 出資金回収 (現物)	318			イ 取こわし	6,915
	(10) 信託その他	—			ロ 消 滅	1
					ハ 租税物納取 消・撤回	—
		イ 信 託			ニ 喪失(うち 取得時効に よるもの)	1,264 (804)
		ロ 信託取消			ホ 伐 採	21,642
		ハ 信託終了			ヘ 移 植	—
					ト 改 築	55
					チ 移 築	—
					リ 模 様 替	4,309
					ヌ 移 転	5
					ル 従物移設	—
					ヲ 従物改設	0
					ワ 従物取こわ し	23
					カ 移 設	6
					ヨ 改 設	31
					タ 改 造	—
					レ 属具移設	0
					ソ 属具改設	11
					ツ 属具取こわ し	2,328
					ネ 補植手入	—
					ナ 林道改良	22
					ラ 出資金回収 (現物)	328
					ム 出資金回収 不能	—
					ウ 資本金減少	472,966

増			減			差 引
項	目	内 訳	項	目	内 訳	
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
II 対内的異動	4,731,575		II 対内的異動	2,852,187		1,879,387
1 調整上の増加	655,548		1 調整上の減少	647,544		8,004
	(1) 所管換	188,874		(1) 所管換	181,576	
	(2) 所属替	299,301		(2) 所属替	299,290	
	(3) 引受その他	156,510		(3) 引継その他	155,814	
		イ 引 受	154,942		イ 引 継	154,942
		ロ 公共物より編入	1,568		ロ 公共物へ編入	872
	(4) 整理替その他	10,862		(4) 整理替その他	10,862	
		イ 整理替	7,077		イ 整理替	7,077
		ロ 種別替	250		ロ 種別替	250
		ハ 行政財産より組替	1,274		ハ 用途廃止	1,274
		ニ 用途変更	1,876		ニ 用途変更	1,876
		ホ 種目変更	383		ホ 種目変更	383
2 整理上の増加	69,589		2 整理上の減少	2,865		66,723
	(1) 登録修正	69,589		(1) 登録修正	2,865	
		イ 誤謬訂正	1,154		イ 誤謬訂正	1,567
		ロ 新規登載	4,404		ロ 報告洩	905
		ハ 報告洩	2,507		ハ 実 測	391
		ニ 実 測	544		ニ 実 査	0
		ホ 実 査	60,978			
3 価格改定上の増加	4,006,437		3 価格改定上の減少	2,201,777		1,804,660
	(1) 価格改定	4,006,437		(1) 価格改定	2,201,777	
合 計	14,116,131		合 計	4,827,365		9,288,766

令和 3 年度国有財産の無償貸付状況に関する説明書

第 1 序 説

本説明書は、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 37 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年度の国有財産無償貸付状況の内容等を説明するものである。

(国有財産の無償貸付)

1 国有財産の無償貸付は、法律に基づく場合に限定されている。無償貸付について規定する法律は、国有財産法のほかその数は少なくないが、いずれも主として地方公共団体等が国有財産を公共性の強い用途に供する場合に当該地方公共団体等に無償で貸し付けることができることとしている。

例えば、国有財産法では緑地、公園、ため池、墓地等の用に供する場合、国有財産特別措置法(昭和 27 年法律第 219 号)では水道施設、臨港施設等の用に供する場合、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)では都道府県道又は市町村道の用に供する場合、空港法(昭和 31 年法律第 80 号)では地方管理空港の施設の用に供する場合等に普通財産を無償で貸し付けることができることになっている。

(国有財産無償貸付状況総計算書)

2 国有財産無償貸付状況総計算書(以下「無償貸付総計算書」という。)は、国有財産法の規定により無償貸付等をした国有財産について、各省各庁の長が作成した国有財産無償貸付状況報告書に基づいて財務大臣が作成したものである。

したがって、無償貸付総計算書には、国有財産法以外の法律に基づいて無償貸付をした国有財産は計上されていない。

国有財産法は、第 22 条第 1 項の規定により、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区(以下「公共団体」という。)が、普通財産を緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、屎尿処理施設、と畜場、信号機等の小規模施設、生活困窮者の収容施設、災害の応急施設、地震防災の応急施設、原子力災害の応急施設又は武力攻撃事態の緊急対処保護施設の用に供する場合に、公共団体に無償で貸し付けることができることとし、更に第 19 条の規定により、行政財産を用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益させる場合に、また第 26 条の規定により、普通財産を貸付け以外の方法により使用又は収益させる場合に、普通財産の無償貸付に係る条項(第 22 条)を準用することとしている。

無償貸付総計算書は、以上の規定に基づいて無償貸付等をした国有財産の状況を明らかにしたものである。

第 2 無償貸付財産の現在額

(総 額)

1 国有財産法第 22 条第 1 項の規定(第 19 条及び第 26 条において準用する場合を含む。)により無償貸付等をした国有財産(以下「無償貸付財産」という。)の総額は、令和 3 年度末現在で 1 兆 2,208 億円である(令和 3 年度無償貸付総計算書 53 頁参照)。

(用途別現在額)

2 令和3年度末現在の無償貸付財産を用途別にみると第1表のとおりであって、公園の用に供するものが1兆1,848億円で最も多く、次いで緑地118億円、ごみ処理施設89億円、災害の応急施設34億円の順となっている(令和3年度無償貸付総計算書54頁～65頁参照)。

〔第1表〕 令和3年度末無償貸付財産用途別現在額

用途	件数	価 格 百万円	割 合 %
緑地	149	11,807	1.0
公園	2,560	1,184,818	97.0
ため池	391	1,784	0.1
排水路	350	2,422	0.2
火葬場	8	1,962	0.2
墓地	72	3,148	0.3
ごみ処理施設	17	8,984	0.7
尿処理施設	19	643	0.1
と畜場	1	25	0.0
信号機等の小規模施設	1,255	854	0.1
災害の応急施設	51	3,460	0.3
地震防災の応急施設	22	981	0.1
合 計	4,895	1,220,892	100.0

(区分別現在額)

3 令和3年度末現在の無償貸付財産を区分別にみると第2表のとおりであって、総額1兆2,208億円の99.8%に当たる1兆2,184億円が土地であり、次いで建物8億円、工作物8億円、立木竹7億円の順となっている(令和3年度無償貸付総計算書53頁参照)。

〔第2表〕 令和3年度末無償貸付財産区分別現在額

区 分	数量単位	数 量	価 格 百万円	割 合 %
土 地	千 平 方 メ ー ト ル	63,944	1,218,413	99.8
立 木 竹	樹 木 千 本	70	251	(0.0)
	立 木 千 立 方 メ ー ト ル	252	538	(0.0)
	竹 束	112	0	(0.0)
	計		789	0.1
建 物	建 面 積 千 平 方 メ ー ト ル	29		
	延 べ 面 積 千 平 方 メ ー ト ル	48	870	0.1
工 作 物			818	0.1
合 計	件	4,895	1,220,892	100.0

(所管別現在額)

4 令和3年度末現在の無償貸付財産を所管別にみると第3表のとおりであって、総額1兆2,208億円の93.4%に当たる1兆1,404億円が財務省所管(主として一般会計の普通財産1兆1,393億円)であり、次いで防衛省所管の333億円、文部科学省所管の267億円、環境省所管の134億円、国土交通省所管の48億円の順となっている。

〔第3表〕 令和3年度末無償貸付財産所管別現在額

所 管	件 数	価 格	割 合
	件	百万円	%
最 高 裁 判 所	89	118	0.0
内 閣 府	76	995	0.1
総 務 省	2	0	0.0
法 務 省	148	282	0.0
財 務 省	3,160	1,140,404	93.4
文 部 科 学 省	51	26,738	2.2
厚 生 労 働 省	23	5	0.0
農 林 水 産 省	87	686	0.1
経 済 産 業 省	3	5	0.0
国 土 交 通 省	362	4,888	0.4
環 境 省	160	13,414	1.1
防 衛 省	734	33,351	2.7
合 計	4,895	1,220,892	100.0

(会計別現在額)

5 令和3年度末現在の無償貸付財産を会計別にみると第4表のとおりであって、一般会計は99.7%、1兆2,169億円であり、特別会計は0.3%、39億円である。

一般会計では、93.7%に当たる1兆1,404億円が財務省所管であって、その主なものは、公園1兆1,138億円、緑地93億円及びごみ処理施設74億円である。

特別会計では、98.0%に当たる38億円が自動車安全特別会計所属であって、その主なものは、公園34億円及び緑地1億円である。

〔第4表〕 令和3年度末無償貸付財産会計別現在額

会 計	件 数	価 格	割 合
	件	百万円	%
一 般 会 計	4,770	1,216,960	99.7
特 別 会 計	125	3,932	0.3
財 政 投 融 資	1	0	(0.0)
労 働 保 険	16	1	(0.0)
年 金	1	0	(0.0)
食 料 安 定 供 給	2	76	(0.0)
特 許	1	2	(0.0)
自 動 車 安 全	104	3,852	(0.3)
合 計	4,895	1,220,892	100.0

第3 無償貸付財産の増減額

(増減額の概要)

1 無償貸付財産の令和3年度中の

総増加額は 2,078億円

総減少額は 2,011億円

であって差引き 66億円

の純増加となっている(令和3年度無償貸付総計算書53頁参照)。

(用途別増減額)

2 令和3年度における無償貸付財産の増減額を用途別にみると第5表のとおりである(令和3年度無償貸付総計算書54頁～65頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第6表のとおりであって、価格改定による増減額は第7表のとおりである。

この第6表のうち増減の主なものは、公園の用に供するものであって、内訳は、貸付契約の更新(1,735億円)による増減、新規貸付(33億円)による増等である。

〔第5表〕 令和3年度無償貸付財産用途別増減額

用 途	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
緑 地	39	2,851	1.4	42	7,442	3.7	△ 3	△ 4,590
公 園	577	186,245	89.6	595	177,142	88.1	△ 18	9,103
た め 池	163	752	0.4	162	778	0.4	1 △	26
用 排 水 路	219	1,730	0.8	221	1,265	0.6	△ 2	465
火 葬 場	3	937	0.5	3	933	0.5	—	3
墓 地	18	573	0.3	18	589	0.3	— △	16
ごみ処理施設	6	2,618	1.3	6	2,635	1.3	— △	16
屎尿処理施設	5	280	0.1	6	283	0.1	△ 1 △	3
と 畜 場	1	25	0.0	1	25	0.0	—	—
信号機等の小規模施設	846	298	0.1	825	290	0.1	21	7
災害の応急施設	77	11,462	5.5	71	9,732	4.8	6	1,729
地震防災の応急施設	10	24	0.0	9	3	0.0	1	20
合 計	1,964	207,801	100.0	1,959	201,123	100.0	5	6,677

〔第6表〕 令和3年度無償貸付財産用途別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

用 途	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
緑 地	39	2,814	1.4	42	7,424	3.8	△ 3	△ 4,610
公 園	577	176,927	89.2	595	173,719	87.9	△ 18	3,208
た め 池	163	749	0.4	162	770	0.4	1 △	20
用 排 水 路	219	1,696	0.9	221	1,236	0.6	△ 2	460
火 葬 場	3	929	0.5	3	929	0.5	—	—
墓 地	18	569	0.3	18	564	0.3	—	4

用 途	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
ごみ処理施設	6	2,618	1.3	6	2,618	1.3	— △	0
屎尿処理施設	5	280	0.1	6	280	0.1	△ 1 △	0
と 畜 場	1	25	0.0	1	25	0.0	—	—
信号機等の小規模施設	846	297	0.2	825	272	0.1	21	25
災害の応急施設	77	11,422	5.8	71	9,692	4.9	6	1,730
地震防災の応急施設	10	2	0.0	9	3	0.0	1 △	0
合 計	1,964	198,336	100.0	1,959	197,538	100.0	5	797

〔第7表〕 令和3年度無償貸付財産用途別増減額
(価格改定によるもの)

用 途	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格
緑 地	37	0.4	17	0.5	19
公 園	9,318	98.4	3,422	95.5	5,895
た め 池	2	0.0	7	0.2	△ 5
用 排 水 路	33	0.4	28	0.8	4
火 葬 場	7	0.1	3	0.1	3
墓 地	3	0.0	24	0.7	△ 20
ごみ処理施設	0	0.0	17	0.5	△ 16
屎尿処理施設	0	0.0	3	0.1	△ 3
と 畜 場	—	—	—	—	—
信号機等の小規模施設	0	0.0	18	0.5	△ 17
災害の応急施設	39	0.4	40	1.1	△ 0
地震防災の応急施設	21	0.2	0	0.0	21
合 計	9,464	100.0	3,584	100.0	5,880

(区分別増減額)

3 令和3年度における無償貸付財産の増減額を区分別にみると第8表のとおりである(令和3年度無償貸付総計算書53頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第9表のとおりであって、土地の増加額が99.2%、減少額が99.3%を占めている。

また、価格改定による増減額は第10表のとおりである。

[第8表] 令和3年度無償貸付財産区分別増減額

区 分	数 量 単 位	増			減			差 引		
		数量	価 格	割合	数量	価 格	割合	数量	価 格	
土 地	千平方メートル	13,462	206,044	99.2	13,304	199,559	99.2	157	6,485	
立木竹	樹木	千本	19	90	(0.0)	19	58	(0.0)	0	32
	立木	千立方メートル	23	132	(0.1)	23	62	(0.0)	△ 0	70
	竹	千束	0	0	(0.0)	0	0	(0.0)	—	0
	計		223	0.1		120	0.1		102	
建 物	建面積	千平方メートル	21			19			1	
	延べ面積	千平方メートル	53	1,121	0.5	48	1,038	0.5	5	83
工 作 物			411	0.2		404	0.2		7	
合 計	件	1,964	207,801	100.0	1,959	201,123	100.0	5	6,677	

[第9表] 令和3年度無償貸付財産区分別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

区 分	数 量 単 位	増			減			差 引		
		数量	価 格	割合	数量	価 格	割合	数量	価 格	
土 地	千平方メートル	13,462	196,682	99.2	13,304	196,157	99.3	157	525	
立木竹	樹木	千本	19	58	(0.0)	19	58	(0.0)	0△	0
	立木	千立方メートル	23	62	(0.0)	23	62	(0.0)	△ 0△	0
	竹	千束	0	0	(0.0)	0	0	(0.0)	—	—
	計		120	0.1		120	0.1		△ 0	
建 物	建面積	千平方メートル	21			19			1	
	延べ面積	千平方メートル	53	1,121	0.6	48	968	0.5	5	152
工 作 物			411	0.2		292	0.1		119	
合 計	件	1,964	198,336	100.0	1,959	197,538	100.0	5	797	

[第10表] 令和3年度無償貸付財産区分別増減額
(価格改定によるもの)

区 分	増		減		差 引	
	価 格	割 合	価 格	割 合		
土 地	百万円 9,361	% 98.9	百万円 3,402	% 94.9	百万円 5,959	
立木竹	樹木	32	(0.3)	—	(—)	32
	立木	70	(0.7)	—	(—)	70
	竹	0	(0.0)	—	(—)	0
	計	103	1.1	—	—	103
建 物	—	—	69	1.9	△ 69	
工 作 物	—	—	112	3.1	△ 112	
合 計	9,464	100.0	3,584	100.0	5,880	

(所管別増減額)

4 令和3年度における無償貸付財産の増減額を所管別にみると第11表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第12表のとおりであって、財務省所管のもの増加額、減少額がそれぞれ77.6%、75.9%を占めている。

〔第11表〕 令和3年度無償貸付財産所管別増減額

所 管	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
最 高 裁 判 所	74	184	0.1	70	113	0.1	4	70
内 閣 府	46	74	0.0	43	49	0.0	3	24
総 務 省	2	0	0.0	2	0	0.0	—	△ 0
法 務 省	105	418	0.2	103	368	0.2	2	49
財 務 省	844	163,149	78.5	846	153,191	76.2	△ 2	9,958
文 部 科 学 省	45	26,648	12.8	65	26,484	13.2	△ 20	164
厚 生 労 働 省	12	1	0.0	13	1	0.0	△ 1	△ 0
農 林 水 産 省	24	78	0.0	27	87	0.0	△ 3	△ 9
経 済 産 業 省	3	5	0.0	2	5	0.0	1	△ 0
国 土 交 通 省	185	3,556	1.7	187	8,276	4.1	△ 2	△ 4,720
環 境 省	84	148	0.1	82	143	0.1	2	4
防 衛 省	540	13,534	6.5	519	12,399	6.2	21	1,135
合 計	1,964	207,801	100.0	1,959	201,123	100.0	5	6,677

〔第12表〕 令和3年度無償貸付財産所管別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

所 管	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
最 高 裁 判 所	74	184	0.1	70	113	0.1	4	71
内 閣 府	46	52	0.0	43	46	0.0	3	5
総 務 省	2	0	0.0	2	0	0.0	—	—
法 務 省	105	417	0.2	103	365	0.2	2	52
財 務 省	844	153,975	77.6	846	149,920	75.9	△ 2	4,054
文 部 科 学 省	45	26,460	13.3	65	26,460	13.4	△ 20	△ 0
厚 生 労 働 省	12	1	0.0	13	1	0.0	△ 1	△ 0
農 林 水 産 省	24	76	0.0	27	77	0.0	△ 3	△ 1
経 済 産 業 省	3	5	0.0	2	5	0.0	1	—
国 土 交 通 省	185	3,548	1.8	187	8,203	4.2	△ 2	△ 4,654
環 境 省	84	148	0.1	82	135	0.1	2	13
防 衛 省	540	13,464	6.8	519	12,208	6.2	21	1,256
合 計	1,964	198,336	100.0	1,959	197,538	100.0	5	797

(会計別増減額)

5 令和3年度における無償貸付財産の増減額を会計別にみると第13表のとおりである(令和3年度無償貸付総計算書66頁及び99頁参照)。

増加額の主なものは、一般会計では、財務省所管の1,631億円、特別会計では、自動車安全特別会計の32億円であって、減少額の主なものは、一般会計では、財務省所管の1,531億円、特別会計では、自動車安全特別会計の79億円である。

〔第13表〕 令和3年度無償貸付財産会計別増減額

会 計	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
一 般 会 計	1,887	204,513	98.4	1,878	193,079	96.0	9	11,434
特 別 会 計	77	3,287	1.6	81	8,044	4.0	△ 4	△ 4,756
合 計	1,964	207,801	100.0	1,959	201,123	100.0	5	6,677